

セット・火災共済加入申込書 記入に関する注意点

- 国公共済会の事業年度……毎年7月1日～翌年6月30日
年度途中でも加入できます。
年度途中での解約・変更はできません（火災共済除く）。
- 申込締切……毎月25日（国公共済会必着）
- 効力発生……申込の翌月1日午前0時
火災共済は、申込書が国公共済会へ届いた日の翌日午前0時から保障します（サービス期間）。
- 掛金……前納制です。詳しくは所属組合のご担当へお問い合わせください。
- 加入者番号……国公共済会へ初めて加入する方は、国公共済会で加入者番号をつけますので、記入しないでください。
……セット共済または火災共済に既加入の方は、加入証書にある証書番号（下8桁）を記入してください。

セット・生命基本・医療共済

- ・加入対象は65歳未満の組合員本人・配偶者・未婚の子。
- ・組合員本人が加入しなければ、配偶者・子は加入できません。
- ・配偶者・子の加入口数は、組合員本人と同口数までです。
- ・健康告知基準に該当する方は新規加入・増口できません。リーフレットの健康告知基準を必ずお読みの上、該当しないときは「しない」に、該当するときは「する」に○をつけてください（以下同じ）。

交通災害共済

- ・加入対象は組合員本人・配偶者・同一生計の家族。
- ・組合員本人が加入しなければ、家族は加入できません。
- ・家族の加入口数は、組合員本人と同口数までです。

対象者	組合員・配偶者		同一生計の未婚の子		
年齢	61歳未満	61～65歳未満	0～3歳未満	3歳以上の子※	左記以外の子（他家族）
生命基本	10～200口	10～60口	10～30口	10～200口	
医療	4～20口		1～2口	1～20口	4～20口
セット	1～7型	6・7型	A・B・C型		1～7型
交通災害	1～5口・年齢制限なし・親、同一生計（同居）の兄弟や配偶者の親も加入可				

- ※51歳以上で生命基本共済に新規加入する場合は100口が上限です。
- ※3歳以上の子とは扶養する①20歳未満の子、②25歳未満の在学中の子をいいます。
- ※セット共済へ上積みできる口数は、セット共済に組み込まれている口数を各制度（生命基本・医療・交通災害）の上限口数から差し引いた範囲です。

生命特約共済

- ・加入対象は60歳以下の組合員本人。
- ・生命基本に200口加入が条件です。51歳以上で生命基本に新規加入した場合は100口。
- ・リーフレットの健康告知基準に該当する方は新規加入・増口できません。
- ・50口単位で200口まで加入できます。
- ・掛金は年齢により異なります。必ずリーフレットの表で確認してください。

ワンコイン共済

- ・加入対象は組合員本人。
- ・リーフレットの健康告知基準に該当する方は新規加入できません。
- ・セット・生命・医療・交通災害共済と重複加入はできません。

火災共済

- ・組合員本人が居住する物件を、必ず加入してください。
- ・組合員本人が単身赴任している場合は、本人が居住する物件の加入・未

加入に関わらず配偶者の居住する物件は加入できません。

- ・「自家」はできるだけ建物と家財の両方に加入してください。風水害の共済金の限度額は両方に加入していると100口ですが、片方のみ加入の場合は50口となります。
- ・建物と家財、それぞれ3件まで加入できます。
- ・加入限度口数の範囲で加入口数を決めてください。

建物の加入限度（最高限度400口）

木造………7口	×	居住面積※ (坪数)	=	加入限度 口数
耐火構造…8口				

※㎡は1坪3.3㎡で換算し、小数点以下は四捨五入してください。

家財の加入限度（最高限度200口）

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
加入限度口数	100口	130口	160口	200口

- ・耐火構造（鉄筋）は、偶数口数にしてください。
- ・掛金額は、建物、家財とも同額で、1口あたり月額
木造…5円・耐火構造（鉄筋）…2.5円
- ・建物、家財ともできるだけ限度額いっぱいに入ってください。焼破損割合が70%未満（部分焼）の場合、給付金は加入口数の70%が限度となりますので、限度額を下回って加入した場合、実損額が保障されない場合があります。

【例】木造・住居面積30坪・建物加入100口の場合

加入限度は30坪×7口=210口（2,100万円の共済金契約額）

火災で60%損害…実損害は1,260万円（2,100万円の60%）

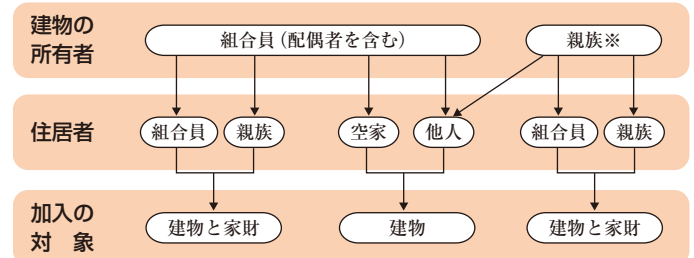
共済金の上限は、加入口数100口の70%で700万円となり、実損額がまかなえなくなります。

この場合、180口以上加入していれば、実損額1,260万円が保障されます。

- ・空家は、国公共済会の承認（空家加入の申立書）が必要です。

加入できる建物、家財

自家または貸家の場合



※親族とは…組合員と生計をともしする父母、子、祖父母、兄弟姉妹をいいます。

- ・貸家のみ、空家のみ加入はできません。

借家の場合

組合員、配偶者、親族が居住している借家内の家財

借家で家主に対する「借家人賠償責任保障」を希望する方

火災共済の家財に加入した上で、家財を収容する建物（借家・借間）に加入してください。加入口数は、「建物の加入基準」に基づき借りている戸室部分の居住面積に応じた口数となります。

【例】鉄筋2LDKのアパート（46㎡≒14坪）

8×14=112口（1,120万円保障）まで加入できます（家財は別）

不注意から火災や爆発事故を起こし、貸主から法律に基づく損害賠償を請求された場合に1,120万円を限度に給付されます。

個人情報の取扱について

- ・国公共済会では、個人情報の保護について、当理事会で決定された「個人情報保護要綱」に基づき、加入者のみなさんの情報について適正な管理と保護に努めていきます。
- ・国公共済会がお預かりしている個人情報については、国公共済会の事業以外に使用することはありません。
- ・国公共済会がお預かりしている個人情報の開示、訂正、利用停止等の申出は、右記にご連絡ください。



〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14

西新橋エクセルアネックス4F

TEL 03 (3580) 2881 FAX 03 (3580) 2885